

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第42号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第5条」を「第5条本文」に改め、同条第1号中「京都市西院自転車駐車場にあっては、早朝深夜コーナーに限る」を「京都市西賀茂自転車駐車場及び京都市西院自転車駐車場（早朝深夜コーナーを除く。）を除く」に改める。

第7条第1項ただし書中「京都市西大路駅北自転車駐車場」の右に「の指定管理者」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、京都市西賀茂自転車駐車場の指定管理者については、この限りでない。

第8条第5項中「初日から末日」を「20日から当該通用期間である月の19日」に改め、「（別に定める自転車等駐車場にあっては、別に定める日）」を削り、同条第6項中「（別に定める自転車等駐車場にあっては、別に定める物）」を削る。

第11条中「この規則において別に定めることとされている事項及び」を削る。

別表第1（4）の項中「（4）」を「（5）」に改め、同表（3）の項中「（3）」を「（4）」に改め、同表（2）の項中「（2）」を「（3）」に改め、同表（1）の項を次のように改める。

(1)	京都市西賀茂自転車駐車場	自転車等駐車場に自転車を入場させた時に応ずる時刻から翌日の当該応ずる時刻まで
-----	--------------	--

(2)	京都市円町駅自転車等駐車場，京都市二条駅南自転車駐車場，京都市東寺駅自転車等駐車場，京都市近鉄十条駅自転車等駐車場，京都市太秦駅自転車等駐車場，京都市花園駅自転車等駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場	午前 5 時から翌日の午前 1 時まで
-----	--	---------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市自転車等駐車場条例施行規則第 8 条第 5 項の規定は，平成 21 年 1 月 1 日から同月 31 日までを通用期間とする定期駐車券から適用する。

(建設局土木管理部自転車政策課)